

特別支援教育の推進

「平成27年度特別支援教育取組の方向」の冒頭に「障がいのある者となない者がお互いに支え合う共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のためにすべての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。学校においては、校長を中心に障がいのある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし自立や社会参加することができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に努める。」と示されています。本年度は、特別支援教育に関する校内研修が3回以上実施された学校が、約6割にのぼります。今後も研修等の充実に努めていただき、支援を要する児童生徒の実態に対応した、特別支援教育の更なる推進をお願いします。

1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別な教育的支援の実施

(1) 「合理的配慮」の提供

「合理的配慮」とは、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもので、本人・保護者との合意形成のもとでなされる個別の配慮です。障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要です。本県から示された個別の教育支援計画の新様式には「合理的配慮の提供」を記載する欄が設けられています。今後新たに作成する場合は、「新様式」での作成を、「旧様式」を活用される場合は、右図の枠囲みの「合理的配慮」の追加添付をお願いします。

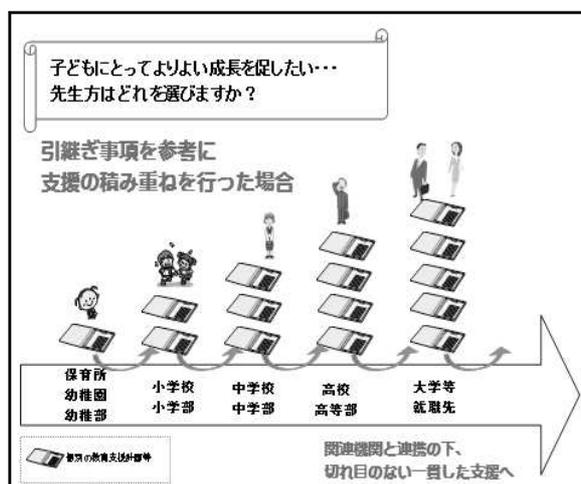
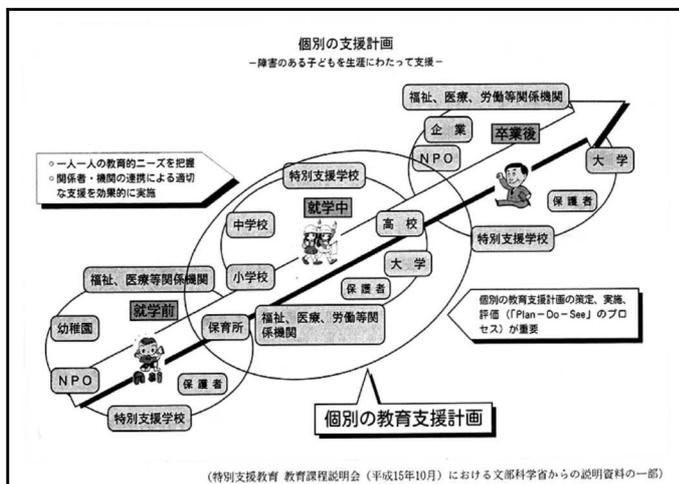
【個別の教育支援計画(新様式)】

個別の教育支援計画		記入年月日 平成 年 月 日	
1 本人のプロフィール			
あひだの氏名	性別	生年月日	平成 年 月 日
学校等担任	立 学校	年担任(通常・特学・通級)	年担任(通常・特学・通級)
	年担任(通常・特学・通級)	年担任(通常・特学・通級)	年担任(通常・特学・通級)
たのみの状況	《好きなこと・得意なこと》		《学習面》
	不注意	人への関わり、社会的関係	国語
	多動性	言葉の発達	算数・数学
	衝動性	こだわり	書く
《本人・保護者の願い》		その他(適切な配慮が必要なこと)	
検査名等	実施年月日	検査の結果、診断等	
2 考えられる合理的配慮 (...十分達成、...おおむね達成、...もう少し)			
観点	合理的配慮	評価(...)	
学習上は生活上の問題を避けるための配慮			
学習内容の変更・調整			
読書・コミュニケーション及び教材の配慮			
学習機会や体験の確保			
心理面・健康面の配慮			
その他(支援体制や設備面等)			
3 フォロアップ			
卒業後の連絡希望	本人	保護者	結果(評価)
支援目標			
具体的な実施	家庭	学校	
進捗確認	福祉	保健	
評価	保健	福祉	
上記の情報を支援関係者に引き継ぐことに同意いたします。 平成 年 月 日 保護者氏名 印			

(2) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ

個別の教育支援計画及び同計画等による個別の指導計画の作成と引継ぎが重要です。今年度管内の作成率・引継ぎ率は、100%でした。今後も、就学、進級進学等に伴う環境の変化や環境への不適応を最小限に抑えるためにも、対象児童生徒の学びやすく過ごしやすい学習環境について、引き継ぐ必要があります。また、途切れることなく支援を行うことができるよう、次年度1学期分の個別の指導計画を作成しておく、支援に空白が生じることがありません。

本人・保護者との合意形成が、大切です。



2 教職員の専門性の向上

校内での計画的・組織的な研修の実施、校内支援体制の充実へ向けて『特別支援教育充実ガイドブック』の活用をお願いします。管内の状況は以下のとおりです。

校内委員会の資料として活用	50%
個別の教育支援計画等の作成の際に活用	88%
実態把握や学びのUD化に参考資料として活用	22%
校内研修の資料として活用	38%

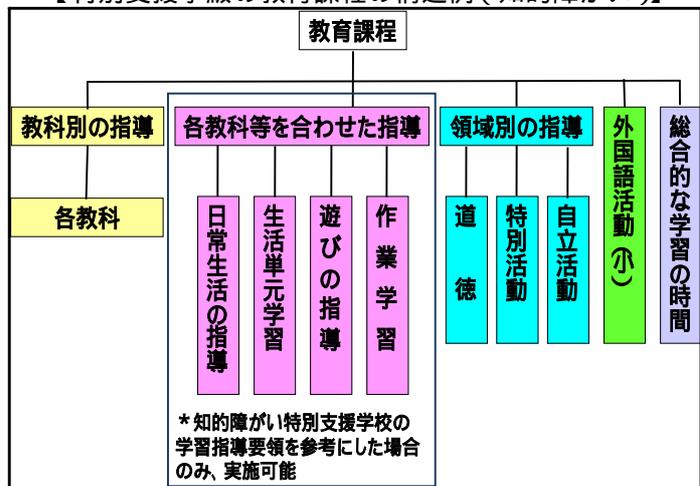
ガイドブックの活用例としては、一人一人の教育的ニーズの的確な把握と支援、保護者・関係機関との連携、校内支援体制の充実、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ、ユニバーサルデザインの視点に基づく授業づくり等が考えられます。巻末の資料も充実していますので御活用ください。

【「特別支援教育充実ガイドブック」巻末の資料3】		資料3
学びのUD化チェックリスト		チェック数
No. 意欲や成長を促す言葉かけ チェック		
1	長所やできていることを認め、ほめ、はげます言葉かけをしている	
2	望ましい行動を子ども自身に意識づけられるような言葉かけをしている	
3	行動の背景や理由を子どもに聞いたり、教師自身で考えたり、理解したうえで指示や言葉かけをしている	
No. 指示の伝え方 チェック		
4	簡潔で分かりやすく、ゆっくり、はっきり短い言葉で指示したり話したりしている（「1つめは～です」「2つめは～です」等）	
5	一つの指示に対して一つの行動ができるように指示している（聞くとき、書くときを明確にする）	
6	曖昧な言葉を使わず、具体的な言葉で指示するようにしている	
7	複数の指示をするときは、視覚的にも分かるように指示している	
8	否定、命令、禁止の言葉ではなく、肯定的で次の行動につながる言葉かけをしている（「～しない」「～さない」より「～しよう」等）	
No. ルール作り チェック		
9	給食や掃除のきまり、学校生活や授業において守るべきルール等を明確に示している	
10	整理整頓の仕方を決めて指導している	

3 特別支援学級の教育課程編制の留意点

教育課程において、「教科等を合わせた指導」を設定できるのは、「知的障がい学級」と「知的障がいを併せ有する児童生徒」です。「知的障がい学級」の場合は、学級名から知的障がいであることが分かりますが、「知的障がいを併せ有する児童生徒」の場合は、学級名からはそれが分かりません。そこで、「知的障がいを併せ有する児童生徒」の場合、学校経営案の特別支援学級の「教育課程」に、「特別支援学校知的障がい学級の教育課程を参考にした」の記載が必要になります。「教科等を合わせた指導」が適正に設定され、児童生徒の実態に応じた適切な支援が図られますよう、必ず自校の状況を御確認のうえ、対応をお願いします。

【特別支援学級の教育課程の構造例(知的障がい)】



4 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習においては、支援学級の児童生徒が「授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか」が課題です。ポイントは、支援学級の児童生徒にとっては、「共に生活する喜びを味わわせ、対人関係や集団参加能力などの社会性を養うこと」であり、通常学級の児童生徒にとっては、「特別支援学級の児童生徒に対し、正しい知識をもって接し仲間として受容すること」です。担任、授業者間で連携して指導にあたり、交流学級、支援学級双方の児童生徒の相互理解が深まるよう適切な支援をお願いします。